

上賀茂ジュニアーズ会則

<第1章 総 則>

(名称)

第1条 本少年野球チームを上賀茂ジュニアーズ（以下本球団）と称する。

(事務局)

第2条 本球団の事務局は代表宅におく。

<第2章 目的及び活動>

(目的)

第3条 本球団は「野球」を通して団員達の身体機能の発達を促すと共に、忍耐力、「ハードルを自身で超えようとする」精神力の育成をはかり、規律正しい生活態度習得の為の環境を作り、その上で野球技術の向上を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本球団は第3条の目的を達成するために次の活動をする。

1. 地域の清掃等の社会福祉活動
2. 団員により編成した野球チームの練習および大会参加
3. 少年野球を通しての交流
4. その他必要に応じて行う行事への参加

<第3章 構 成>

(団員)

第5条 本球団は団員をもって構成される。

第6条 団員は上賀茂小学校区内および隣接小学校区域の学童であり、保護者の承諾を得た者とする。（北区少年野球振興会の規約に準ずる）

第7条 団員となる者は本球団が定める所定の用紙（入団申込書、球団概要の確認書、念書）に必要事項を記入の上、本球団に提出し球団代表の承認をうけた者に限る。

第8条 団員は第7条にある記入事項に異動が生じた時は速やかに本球団に書面にてその旨を届け出なければならない。

第9条 第6条の定めと異なった時、又は次の項目の1つに該当するときは、その資格を失う。

1. 自ら脱退の意思を表明したとき。
2. 本部会議において本球団から除名の処置が取られたとき。
3. 部費の滞納が3ヶ月以上あったとき。
4. 本球団の名誉を傷つけ球団の義務や目的に違反した行為があったとき。

＜第4章 本部役員＞

第10条 本部役員は京都府内に居住するか又は職を有する20歳以上の者とする。
(本部役員と人員数)

第11条 本球団には次の本部役員を置く。尚、兼務は妨げないものとする。

- ・代表 1名
- ・会計 1名
- ・監査員 1名
- ・監督 数名
- ・コーチ 数名
- ・運営担当 数名

(マネージャー)

(任務)

第12条 役員の任務は次の通りとする。

- ・代表 — 本球団を代表する。球団の運営を統括管理し役員の選出権を有する。
- ・会計 — 本球団の会計を行う。
- ・監事 — 本球団の会計を監査する。
- ・監督 — 担当チームの総合指導を行い、チームの統括管理をする。
- ・コーチ — 監督の補佐及び技術指導を主たる任務とし、監督不在の場合、監督の任務を代行する。
- ・運営担当 — 運営における上記以外の任務を担当する。

(選出)

第13条 代表は第17条で定める本部会議のうち、年度末の総会にて出席者の3分の2以上の承認により選出される。

第14条 他の本部役員は代表が選出し本部会議にて出席者の過半数以上の承認により選任される。

(任期)

第15条 本部役員の任期は1年とする。但し、留任あるいは任期中での交代は妨げない

(解任)

第16条 本部役員の解任は、本部役員の過半数の賛同を以って決定できるものとする。

＜第5章 機 関＞

- 第17条 本球団運営のため本部会議を置く。
- 第18条 本部会議は第11条に定める本部役員と保護者代表(1名)により構成する。
- 第19条 本部会議は本球団の最高決定機関と位置付けると共に本球団運営の全てを統括する。
- 第20条 本部会議は第19条に定める構成員の3分の2以上の出席を持って成立する。但し、出席は委任状を以って替えることができるものとする。
- 第21条 本部会議の議長は本部役員の中から選出する。
- 第22条 本部会議における決議は出席者の過半数の賛同を以って成立する。賛否同数の場合は議長がこれを決する。但し第13条は除く。
- 第23条 本部会議は原則として年3回程度開催し、年初に年間活動計画を策定する。尚必要に応じて代表は臨時本部会議を招集することができる。

＜第6章 資産および会計＞

- 第24条 本球団の資産は次に掲げるものをもって構成する。
1. 部費 2. 部備品 3. その他
- (部費)
- 第25条 部費は団員より本部会議にて決定された金額を徴収する。金額は本部会議の承認をもって変更できるものとする。又、本部会議にて必要と認められた場合、保護者の承認をもって別途、特別部費を徴収することができる。
- (平成23年1月～11月)
- 4・5・6年生・・・¥3,500-
- 3年生以下・・・・・・¥2,500-
- *上記以外にスポーツ少年団登録料・・・年間 ¥700-
- (会計)
- 第26条 会計は監査員による会計監査を受け本部会議において会計報告を行い本部の承認を受けなければならない。
- 第27条 会計年度は毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。
- 第28条 本球団の会計規約は別途定める。
- (会計監査)
- 第29条 監査員は年1回以上必要な時に会計監査を行い本部会議にて監査の結果を報告する。

<第7章 雑 則>

(事故)

第30条 練習時、大会参加時の事故については球団の責任とするが、それ以外の移動時等で発生した事故の責任の範疇はこれに限らずとし、保護者と球団の双方とで、すみやかに善処するよう努めるものとする。

第31条 団員は全員スポーツ安全保険に団体加入する。
*スポーツ保険料・・・年間 円1,150

(規約の改編等)

第32条 規約の変更および追加項目は本部会議を構成する総議決権の過半数の賛成をもって成立する。

第33条 本球団は本部役員の3分の2以上の同意をもって解散する。

キ リ ト リ

入 団 申 込 書

平成 年 月 日

ふりがな	
氏 名	
学校名	小学校 年
生年月日	平成 年 月 日生
住 所	〒
電話	
携帯電話	(アドレス)
靴のサイズ	c m
身 長	c m
頭 回	c m

上記の者、この度上賀茂ジュニアーズに入団し、少年野球に参加いたしたく申込みいたします。チーム規約を遵守し、チームワーク作りに協力いたします。

上賀茂ジュニアーズ代表者 様

保護者氏名 _____ 印